KOBE ゼロカーボン支援補助金制度に係る補助金交付要綱

令和4年6月9日 環境局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)の実現に向け、神戸の豊かな自然環境を守り、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、市民や事業者の自由な発想による先進的で創造性に富んだ取組みや、神戸の自然環境を活かした地域での取組みなど脱炭素に繋がる活動に要する経費の一部に補助金を交付することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

- 第2条 補助対象者は、市内で事業を実施するものとする。
- 2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する者は除外する。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 前2号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる事業 (以下、「補助対象事業」という。) は、神戸市内で 実施する事業であって、次の要件をすべて満たす事業とする。
 - (1) 脱炭素に資する事業であること。
 - (2) 地域と連携した事業であること。
- 2 前項第1号における脱炭素に資する事業とは、環境省が策定する地球温暖化対策計画に基づいて実施する温室効果ガスの排出削減または吸収・固定(以下、「排出削減等」という。)につながる事業をいう。
- 3 第1項の規定にかかわらず以下に該当する事業は補助の対象外とする。
 - (1) 地域の相互理解、信頼が得られない事業
 - (2) 宗教的活動又は政治的活動
 - (3) 法令等に違反または違反する恐れのある事業
 - (4) 営利目的の事業
 - (5) その他市長が不適当と認める事業

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、次に掲げるもので、補助対象事業が当該年度に要する経費のうち市長が認めるものとする。
 - (1) 備品・消耗品費
 - (2) 工事費
 - (3) 燃料費
 - (4) 賃借料
 - (5) 保険料
 - (6) 報償費
 - (7) 旅費
 - (8) 印刷製本費
 - (9) 広報費

- (10) 通信費·運搬費
- (11) 雑役務費
- (12) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額等)

- 第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第3条で定める補助対象事業のうち、実行性の高い具体的な計画があり、脱炭素効果の定量的な検証が可能で、社会的に広く効果が期待できる事業(以下、「チャレンジ枠」という。)については、1補助対象事業につき、年500万円を限度とする。ただし、事業内容などにより事業費の補助対象額を査定・精査した上で減額することがある。
 - (2) 第3条で定める補助対象事業のうち、前号以外の事業(以下、「一般枠」という。)については、1補助対象事業につき、年100万円を限度とする。ただし、事業内容などにより事業費の補助対象額を査定・精査した上で減額することがある。
- 2 前項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前項の規定にかかわらず補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。
- 3 補助金の額については、千円未満は切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

- 第6条 補助対象事業の対象となる期間は、最大3年間(令和4年4月1日から令和7年2月25日 まで)とする。
- 2 補助金の申請は年度毎に行う。ただし、翌年度以降の補助金は当該年度の予算の成立を前提とする。
- 3 補助対象期間が単年度の事業(以下、「単年度事業」という。)または複数年度にまたがる事業 (以下、「複数年度事業」という。)の初年度について、補助対象期間は次に掲げるとおりとする。
 - (1)令和4年度 令和4年4月1日(金曜)から令和5年2月27日(月曜)まで
 - (2)令和5年度 第9条第1項の通知日から令和6年2月26日(月曜)まで
 - (3) 令和6年度 第9条第1項の通知日から令和7年2月25日(火曜)まで
- 4 複数年度事業の2年目以降の年度について、補助対象期間は次に掲げるとおりとする。
 - (1)令和5年度 令和5年2月28日 (火曜) から令和6年2月26日 (月曜) まで
 - (2) 令和6年度 令和6年2月27日 (火曜) から令和7年2月25日 (火曜) まで

(交付申請)

- 第7条 補助を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、年度毎に次に掲げる書類を別に 定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、一般枠の申請にあたっては、第4号 で定める書類の添付を省略することができる。
 - (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 資金計画書(様式第3号)
 - (4) 炭素排出削減等計算書
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該事業に着手する前に前項の申請書類を市長に提出しなければならない。ただし、 前条第3項第1号および第4項各号に示す補助対象期間の始期以降に着手した事業については、 第9条に示す交付決定日の翌日に着手したものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、複数年度事業の2年目以降の申請について、第1項の各号に掲げる申請書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号から第4号については、前年度と変更がない場合は省略することができる。
- 4 複数の申請者で申請する場合には、代表申請者が一括して手続きを行うものとする。

(有識者等への意見聴取)

- 第8条 市長は、申請された事業の申請内容を審査するため、学識経験者又は専門家(以下、「有識者等」という。)の意見を聴取するため意見交換会を開催することができる。
- 2 有識者等は、前項の意見交換会において、前条に規定する申請(チャレンジ枠に限る)について、各専門分野の観点から、事業の計画性、新規性、妥当性、地域性及び将来性に関する意見を述べることができる。

(補助金交付等の決定)

- 第9条 市長は、別に定める審査基準に基づき審査した結果、補助対象事業として適当と認められるときは、交付決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の通知において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことが できる。
- 3 市長は、審査の結果、補助対象事業として不適当と認められるときは、その旨を補助金不交付 決定通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(補助金の概算払)

- 第10条 前条第1項の通知を受けた者(以下、「交付対象者」という。)は、補助金の概算払を受けようとするときは、当該年度の11月30日(土日祝日の場合はその翌営業日)までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金(概算払)請求書(様式第6号)
 - (2) 補助金(概算払)で支払われる経費の内訳を示す書類
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項請求内容が適当と認められる場合は、当該事業の完了前に交付決定額の4分の3 を限度とし、速やかに補助金を交付対象者に支払うものとする。

(補助対象事業の変更)

- 第11条 交付対象者は、補助対象事業の内容若しくは遂行計画又は補助対象事業等に要する経費 の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、次に掲げる書類を市長に提出しな ければならない。
 - (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)
 - (2) 事業計画書(変更後のもの)(様式第2号)
 - (3) 資金計画書(変更後のもの)(様式第3号)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項で規定する軽微な変更とは、当該補助事業等の目的及び内容等から、当該補助対象事業 に実質的影響のない事項をいう。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認すること が適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、交 付対象者に通知する。
- 4 市長は、前項の通知において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第12条 交付対象者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第10条に規定する補助金の概算払を受けていない場合であって、かつ第15条に規定する補助金の請求を行わない場合は、第2号から第4号までの書類を省略することができる。
 - (1) 補助事業中止(廃止)承認申請書及び精算書(様式第9号)
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類

- (3) 収支状況報告書又はこれに代わる書類
- (4) 支出を証する書類の写し
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請に対し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により、交付対象者に通知する。ただし、第17条第1項第1号に規定する返還が必要な場合は、これが終了した後でなければ承認できない。

(実績報告書)

- 第13条 交付対象者は、当該年度の補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を事業完了 後30日以内、または当該年度の2月25日(土日祝日の場合はその翌営業日)のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実績報告書(様式第11号)
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類
 - (3) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
 - (4) 支出を証する書類の写し
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合又は第12条第1項の規定による書類の提出を受けた場合においては、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により、速やかに交付対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定額(第11条第3項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求及び精算)

- 第15条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の確定通知書受領後、又は交付額確定の連絡確認後、速やかに補助金請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を交付対象者に支払うものとする。なお、第7条第4項に規定する共同申請を行った場合、補助金の交付対象者は代表申請者とし、第10条に規定する概算払においても同様とする。
- 3 市長は、前条により交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、第13条による実績報告書受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 4 交付対象者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 市長は、補助金規則第10条による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は 決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、交付対象者に対して、速やかにその 旨を書面又は電子データにより通知するものとする。
- 2 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、次の各号に該当する場合は、期限を定めて補助金の全部または一部を返還させるものとする。
 - (1) 第12条第1項の規定により補助対象事業を中止し、又は廃止する場合において、既に補助金を交付しているとき。
 - (2) 前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているとき。
- 2 市長は、前項による返還を命じたときは、特にやむを得ない事情があると認める場合を除く ほか、補助金規則第21条の規定に基づき遅延利息を本市に納入させるものとする。
- 3 市長は、第1項第2号のうち補助金規則第19条の取消しによる返還を命じたときは、特にやむを得ない事情があると認める場合を除くほか、補助金規則第21条の規定に基づき加算金を本市に納入させるものとする。

(広報等への利用・協力)

- 第18条 市長は、第9条第1項の規定により決定した補助対象事業の取組み内容について、カーボンニュートラルの啓発を目的とした広報活動に利用をすることができる。
- 2 補助対象者は、前項の活動や取材等の要請があった場合、または KOBE ゼロカーボン支援補助 金制度の効果検証を目的とした意見照会等の要請があった場合、必要な協力を行うこととす る。

(施行細則の委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、環境局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

様式第1号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金交付申請書

申請日	:令和	年	月	日
1 1413	1. 1.		/ -	_

神戸市長 宛

下記補助金の交付について、申請します。

申請者①	□個人 □法人 □任意団体		
(代表申請者)	氏名または法人名・団体名:		
(あてはまる□に∨を入れ、記 入すること) ※	(法人・任意団体の場合のみ) 代表者役職名・氏名:		
	住所 (法人・任意団体の場合は所在地):		
	〒 -		
	E-mail:		
	電話番号:		
	欠格要件(あてはまる□に√を入れ、記入すること)		
	私は下記の項目に該当していません。 □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団 □ 法第2条第6号に規定する暴力団員		
	□ 前2項目に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団		
	体または個人		
申請者②	□個人 □法人 □任意団体		
※連名申請の場合 のみ記入	氏名・法人名称・団体名称:		
(あてはまる□に∨を入れ、記 入すること)	(法人・任意団体の場合のみ) 代表者役職名・氏名:		
	住所(法人・任意団体の場合は所在地): 〒 -		

	欠格要件(あてはまる□に∨を入れ、記入すること) 私は下記の項目に該当していません。 □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」とう。)第2条第2号に規定する暴力団 □ 法第2条第6号に規定する暴力団員 □ 前2項目に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある	
	体または個人	
実施事業の名称		
申請する補助枠 (あてはまるものを選択)	□ チャレンジ枠 □ 一般枠	
申 請 期 間 (あてはまる□に√を入れ、 あてはまる年数を選択)	□ 新規事業 □ 継続事業 (R4又はR5に複数年度事業として採択された者に限る)	
添付書類 (確認用 ロにくを入れるこ と)	□ 事業計画書【様式第2号】 □ 資金計画書【様式第3号】 □ 炭素排出削減等計算書(チャレンジ枠のみ添付) □ (個人の場合)身分を証明するもの □ (法人の場合)定款又は法人の登記事項証明書 □ (任意団体の場合)団体規約、団体名簿、またはそれらに相当するもの	

(注) 共同申請の場合、申請者①を代表申請者とし、本補助金の手続き等について一括対応してください。

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 事業計画書(チャレンジ枠)

以下の留意事項を確認の上、各設問について記入してください。

- ○既存資料などがある場合は必要に応じて「別紙のとおり」と記載の上、補足資料等を添付してください(紙資料は不可)。
- ○市内で過去に脱炭素に関する取組みをしている場合は、その内容が分かる補足資料等を添付 してください。
- ○特に、事業内容を説明するにあたっては、5W1H(いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・ どのように)を明確に記載して頂き、特に実施主体となる申請者と、連携する団体などの関 係性や役割分担、連携することについて合意済みか未調整かを明確に記載してください。

1 【概要】

次の項目ごとに事業の概要について記入してください(あわせて400字以上)。

①事業の目的	
②事業の内容	
③本補助金を	
必要とする理由	
④「地球温暖化	
対策計画」*に	
おける位置づけ	

※環境省策定(令和3年10月22日閣議決定)の「地球温暖化対策計画」を指す。以下HP参照。https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html

2【計画性】

2-1 申請事業の実施計画について、執行体制を含めて記入してください。

時 期	場所	内 容(体制も含めて記入すること)

2-2 事業を進めるにあたって連携する関係者、関係団体について記入してください。必要に応じて行を追加してください。

0 111 212/11 0 1 1 1 2 1 0				
氏名・団体名	役割	申請時点での連携状況		

3	【新規性】事業のどのような点で、脱炭素効果が期待できる新しい技術や、斬新でユニークな発
	想を取り入れているかについて、記入してください(200字以上)。

4 【地域性】

4-1 事業のどのような点が、神戸の自然環境や文化など、神戸市の特色を活かしているかについて、記入してください(100字以上)。

4-2 事業のどのような点が、地域への貢献・裨益性につながるかについて、記入してください (100字以上)。
5【将来性】5 【将来性】5 - 1 本補助金による支援の終了後、どのように取組みを継続し、市域の脱炭素に貢献するかんついて、記入してください(100字以上)。
5-2 事業のどのような点で、他の個人・団体にとって取り組みやすく、周囲への波及効果(札展開)が期待できるかについて、記入してください(100字以上)。

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 事業計画書(一般枠)

以下の留意事項を確認の上、各設問について記入してください。

- ○必要に応じて「別紙のとおり」と記載の上、補足資料等を添付してください。
- ○市内で過去に脱炭素に関する取組みをしている場合は、その内容が分かる補足資料等を添付 してください。
- ○特に、事業内容を説明するにあたっては、5W1H(いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・ どのように)を明確に記載して頂き、特に実施主体となる申請者と、連携する団体などの関 係性や役割分担、連携することについて合意済みか未調整かを明確に記載してください。

1 【概要】

次の項目ごとに事業の概要について記入してください(あわせて400字以上)。

①事業の目的	
②事業の内容	
③本補助金を	
必要とする理由	
④「地球温暖化	
対策計画」*に	
おける位置づけ	

※環境省策定(令和3年10月22日閣議決定)の「地球温暖化対策計画」を指す。以下HP参照。https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html

2	【計	Щ,	性】

2-1 申請事業の実施計画について、執行体制を含めて記入してください。なお、複数年事業を 計画する場合、2年目の計画(現段階のもの)も記入してください(補助金の対象は今年度実施 予定分のみ)。

時期	場所	内 容(体制も含めて記載すること)

2-2 事業を進めるにあたって連携する関係者、関係団体について記入してください。必要に応じて行を追加してください。

9 111 2 2 2 2 1 1 2 2 2				
氏名・団体名	役割	申請時点での連携状況		

3	【地域性】

3	- 1	事業の	どのよ	うな点が	、神戸の自	然環境や	文化など、	、神戸市	の特色を注	舌かして	いるかにつ
	いて、	記入し	てくだ	さい。							

3-2 事業のどのような点が、地域への貢献・裨益性につながるかについて、記入してください。

4 【将	来性】
4 - 1	事業のどのような点が、地域の脱炭素の機運醸成につながり、市民意識の向上や行動変容
につ	ながるかについて、記入してください。
4 - 2	事業のどのような点で、他の個人・団体にとって取り組みやすく、周囲への波及効果(横
展開) が期待できるかについて、記入してください。

様式第3号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 資金計画書 < 令和6年度 >

1 事業に必要な経費【支出】

- 1 /K: /2 / 6//正// L/	<u> </u>	
項目	金額	内訳 及び 用途
備品費		
消耗品費		
工事費		
燃料費		
賃借料		
保険料		
報償費		
旅費		
印刷製本費		
広報費		
通信費・運搬費		
雑役務費		
その他		
計 注1		

2 調達予定の資金【収入】

項目	金額	内訳 及び 用途
本制度による補助金		
(申請額 ^{注2})		
他の補助金など ^{注3}		
自己資金・その他		
計 注1		

- (注1) 支出金額と収入金額の計は一致すること。
- (注2) 千円未満は切り捨て。
- (注3)他の補助金名称、補助機関名称、内訳及び用途を「内訳 及び 用途」欄に記載すること。

様式第4号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金交付決定通知書

 (公 印 省 略)

 第 号

令和 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

実施事業の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	(1) 申請事項の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合においては、速やかに市長に報告し承認を受けてください。 (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。 (3) 神戸市補助金等の交付に関する規則、KOBEゼロカーボン支援補助金制度に係る補助金交付要綱、その他事業に関連する法令等を遵守してください。
備 考	○補助対象期間は令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金不交付決定通知書

(公	印	省	略)
第					号
会系	: Π	年.	E	∃	П

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業について、下記のとおり不交付とすることに決 定したので通知します。

- 1 実施事業の名称
- 2 不交付とした理由

様式第6号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金(概 算 払)請 求 書

令和	年	月	日

神戸市長 宛

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

記

	申請者①	
	氏名:	
申 請 者	住所:	
(注)	申請者②	
	氏名:	
	住所:	
連絡先	E-mail:	
(申請者①のみ)	電話番号:	
請 求 金 額	Е	円
明 水 並 (明	 ※上限額は交付決定額の3/4以内(千円未満の端数は切り捨て)	1
実施事業の名称		
補助金交付決定番号	神環環第 号(交付決定通知日:令和 年 月 日)	
概算払を必要とする理由		

(注)法人・任意団体での申請の場合、法人・団体等の名称、代表者の氏名及び役職名、法 人・団体等の所在地を記載すること。

(受任者)

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

団 体 名	
氏 名	
住 所	

(注) 口座名義が請求者と異なる場合(法人及び任意団体による請求で、個人名義の口座を指定する場合も含む)に記入すること。

・振込先口座

金融機関名		銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当原	座 その他()
口座番号			
フリガナ			
口 座 名 義			

⁽注)代表申請者もしくは上記受任者の口座を記入すること。

様式第7号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金交付決定内容変更承認申請書

令和	年	月	Н
14 J.H		/ 1	\vdash

神戸市長宛

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

	申請者①			
	氏名:			
申 請 者	住所:			
(注)	申請者②			
	氏名:			
	住所:			
連絡先	E-mail:			
(申請者①のみ)	電話番号:			
実施事業の名称				
変更の内容				
変更の理由				
エ 	□ 事業計画書(変更後のもの)【様式第2号】			
添付書類 (確認用 口にくを入れること)	□ 資金計画書(変更後のもの)【様式第3号】			

(注)法人・団体等での申請の場合、法人・団体等の名称、代表者の氏名及び役職名、法人・団 体等の所在地を記載すること。

様式第8号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金交付決定変更通知書

(公	印	省	略)
第					号
令利	П	年	F	1	日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

実施事業の名称						
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決	中定内容変更	承認甲	申請書は	こ記載のと	おり
	当初交付決定額					円
補助金の額	変更交付決定額					円
	差引交付決定額					円
交付の条件	(1)交付決定通知書(令和 年 月 日付第 表中「交付の条件」のとおりとする。				日付第	号) の
備考						

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助事業中止(廃止)承認申請書および精算書

令和	年	月	日

神戸市長宛

	令和	年	月	日付	第	号をもって交付決定のあった下記事業について、次の
とお	り中止	(廃止)	したい	ので、	承認願い	たく申請します。

記

	申請者① 氏名:
申 請 者	住所:
(注)	申請者②
	氏名:
	住所:
連絡先	E-mail:
(申請者①のみ)	電話番号:
実施事業の名称	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	令和 年 月 日(から令和 年 月 日までの間)
返 還 額 (概算払により補助金の交付を受け ている場合に記載すること)	
添付書類 (確認用 □に√を入れること、また、概算私により補助金の交付を受けている場合は全て添付すること)	□ 事業の実施状況がわかる書類 □ 収支状況報告書(別紙)又はこれに代わる書類
	ロ 支出を証する書類の写し

(注)法人・団体等での申請の場合、法人・団体等の名称、代表者の氏名及び役職名、法人・団体等の所在地を記載すること。

収 支 状 況 報 告 書

別紙

令和 年 月 日現在

1 事業経費【支出】

項目	金額	内訳 及び 用途
備品費		
消耗品費		
工事費		
燃料費		
賃借料		
保険料		
報償費		
旅費		
印刷製本費		
広報費		
通信費・運搬費		
雑役務費		
その他		
計注1	_	

2 調達資金【収入】

項目	金額	内訳 及び 用途
本制度による補助金		
(申請額 ^{注2})		
他の補助金など ^{注3}		
自己資金・その他		
計注1		

- (注1) 支出金額と収入金額の計は一致すること。
- (注2) 千円未満は切り捨て。
- (注3)他の補助金名称、補助機関名称、内訳及び用途を「内訳 及び 用途」欄に記載すること。

様式第10号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助事業中止(廃止)承認通知書

 (公 印 省 略)

 第 号

 令和 年 月 日

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で中止 (廃止)申請のあった事業について、下記の とおり承認することに決定したので通知します。

実施事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止 (廃止) の期日 (期間)	令和 年 月 日(から令和 年 月 日までの間)
備 考	

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助事業実績報告書

令和	年	月	Н

神戸市長 宛

	令和	年	月	日付	第	号で交付決定のあった事業について、下記のとおり
実績	を報告し	ます。				

記

	申請者①	
	氏名:	
申 請 者	住所:	
(注1)	申請者②	
	氏名:	
	住所:	
連絡先	E-mail:	
(申請者①)	電話番号:	
実施事業の名称		
補 助 金 の 額	交付決定額:	円
	実績に基づく申請額:	円
添付書類(確認用 口にくを入れること)	□ 事業の実施状況がわかる書類	
	ロ 収支決算書(別紙)又はこれに代わる書類	
	ロ 支出を証する書類の写し	

(注1)法人・団体等での申請の場合、法人・団体等の名称、代表者の氏名及び役職名、法人団 体等の所在地を記載すること。

1 事業経費【支出】

項目	金 額	内訳 及び 用途
備品費		
消耗品費		
工事費		
燃料費		
賃借料		
保険料		
報償費		
旅費		
印刷製本費		
広報費		
通信費・運搬費		
雑役務費		
その他		
計 注1		

2 調達資金【収入】

項目	金 額	月 内訳	及び 用途
本制度による補助金			
(申請額 ^{注2})			
他の補助金など ^{注3}			
自己資金・その他			
計 注1			

- (注1) 支出金額と収入金額の計は一致すること。
- (注2) 千円未満は切り捨て。
- (注3)他の補助金名称、補助機関名称、内訳及び用途を「内訳 及び 用途」欄に記載すること。

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補 助 金 額 確 定 通 知 書

(公	印	省	略)
第					号
会系	Π	年	F	₹	Н

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった事業について、下記の通り補助 金の額を確定したので通知します。

実施事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	
備 考	

様式第13号

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金請求書

令和 年 月 日

神戸市長宛

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

記

	申請者①(代表申請者)	
	氏名:	
申 請 者	住所:	
(注)	申請者②	
	氏名:	
	住所:	
連絡先 (代表申請者)	E-mail: 電話番号:	
請求金額	P	9
実施事業の名称		
補助金交付決定番号	神環環第 号(交付決定通知日:令和 年 月 日)	

(注)法人・団体等での申請の場合、法人・団体等の名称、代表者の氏名及び役職名、法人・団体等の所在地を記載すること。

(受任者)

上記、請求金額の受け取りを下記の者に委任します。

団 体 名	
氏 名	
住 所	

(注)口座名義が請求者と異なる場合(法人及び任意団体による請求で、個人名義の口座を指 定する場合)に記入すること。

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他()
口座番号		
フリガナ		
口 座 名 義		

(注) 代表申請者もしくは上記受任者の口座を記入すること。

KOBEゼロカーボン支援補助金制度 補助金交付決定取消通知書

(公	印	省	略)
第					号
会系	. Π	任	E	3	П

(補助事業者名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した事業について、下記のとおり交付決 定を取消したので通知します。

実施事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	
備 考	